

# 目次

略称	法	…国民健康保険法
	地 自 法	…地方自治法
	施 行 令	…国民健康保険法施行令
	規 則	…国民健康保険法施行規則
	条 例	…明石市国民健康保険条例
条 例 規 則	…明石市国民健康保険条例施行規則	

●本文中の年・年度は、令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）に対応しています。

## 国保のしくみ

健康保険の加入について	1
国保への加入・脱退	2～3
マイナ保険証	4～5
資格確認書／負担割合について	6～7

## 保 険 料

保険料の計算	8～9
保険料の計算2（申告・所得額について）	10～11
保険料の軽減・減免	12～13
国民健康保険料納入通知書の見方	14～17
保険料の納付方法	18
口座振替の手続き	19
保険料の滞納が続くと	20

## 国保の給付

療養の給付	21
国保で受けられない給付、交通事故、人間ドック	22
療養費・移送費	23
高額療養費	24～27
入院時の食事代	28
出産育児一時金、葬祭費、特定疾病	29

## 健診で予防を

健康まもりタイ健診を受けましょう！	30～31
-------------------	-------

## よくある質問

よくある質問、制度改正について	32～33
-----------------	-------

### 保険料の納付義務者は世帯主

世帯主が国保の加入者であるなしにかかわらず、保険料を納めるのは、各世帯の世帯主です。ただし、保険料がかかるのは加入者のみとなります。



参考法令……条例15条(世帯主賦課)、24条(保険料の通知)

## 健康保険の加入について

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除くすべての人が国保に加入します。



健康保険の加入について

会社を退職後の健康保険には3つの選択肢があります。

### ①家族の健康保険の被扶養者認定

家族が職場の健康保険に加入している場合は、その健康保険の被扶養者として認定できないか、職場にお尋ねください。

#### 認定基準

3親等以内の親族で、将来1年間の収入見込み額が130万円未満(ただし、19歳以上23歳未満で配偶者を除く被扶養者は150万円未満、60歳以上または一定の障害のある人は180万円未満)であること(詳しくは職場にお尋ねください)。

#### メリット

- 認定後は国民健康保険料が不要となります。一方、職場の健康保険料は原則として変わりませんので、世帯の保険料負担を削減できる可能性があります。
- 所得税や住民税などの税負担を削減できる可能性があります。

### ②現在の健康保険を任意継続

職場の健康保険に一定期間以上加入していた人は、退職後原則20日以内に申請すれば、職場の健康保険を通常2年間継続することができます。

→手続き方法は、職場または加入の健康保険組合でお尋ねください。



### ③国民健康保険に加入

#### 〈加入する人〉

- 自営業者 ●農業・漁業従事者
- 退職などで職場の健康保険をやめた人
- パートやアルバイトなどで職場の健康保険に加入していない人
- 住民基本台帳法の適用となる外国籍の人(医療、観光及び保養等の目的で入国した人などは除く)



次ページへ

### 後期高齢者医療制度に加入

〈加入する人〉 長寿医療課 ☎(078) 918-5165

- 75歳以上の人
- 65歳以上75歳未満の人で申請により障害認定を受けた人



参考法令……法5条(被保険者)、法6条(適用除外)、条例4条(適用除外)

# 国保への加入・脱退

異動があった日から14日以内に届出を！

		お持ちいただくもの		
	こんなとき	加入・脱退する日	個別に必要なもの	共通して必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険の資格がなくなったとき★ (職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき) ★国民年金の加入の届出も必要です(20歳以上60歳未満) 国民年金係(☎078-918-5070)または各市民センターまで	職場の健康保険の資格喪失日* *退職日の翌日	●健康保険資格喪失証明書* (勤務先や年金事務所などで発行されます) *資格喪失日以降でなければ受付できません	●来庁者の本人確認書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど) ●マイナンバーが確認できるもの (世帯主及び対象者のマイナンバーカード・通知カードなど)
	県外から転入してきたとき(職場の健康保険などに加入していない場合)	転入日	●前年中の所得がわかるもの	
	子どもが生まれたとき	出生日		
国保を脱退するとき	生活保護を受けなくなったとき 	生活保護を受けなくなった日	●生活保護受給証明書	
	職場の健康保険に加入したとき…↓枠外の <b>確認</b> もご参照ください 職場の健康保険の被扶養者になったとき ※窓口へ届出できないときは、賦課(ふか)係までお電話ください	職場の健康保険の資格取得日の翌日	●国保の資格確認書* ●職場の資格確認書等(健康保険資格取得証明書)	◆口座振替を希望の場合は… →銀行等のキャッシュカード {保険料の口座振替をご希望の場合はP19を参照してください}
	県外へ転出するとき	転出日(海外の場合は翌日)	●国保の資格確認書*	
	死亡したとき	死亡した日の翌日		◆届出人が別世帯の場合は… →世帯主の委任状
	生活保護を受けるようになったとき	生活保護を受け始めた日	●生活保護受給証明書 ●国保の資格確認書*	
75歳の誕生日を迎えたとき	誕生日の翌日	●届出の必要はありません		
その他	こんなとき	個別に必要なもの		共通して必要なもの
	県内の市町から転入してきたとき	●前年中の所得がわかるもの		●来庁者の本人確認書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど) ●マイナンバーが確認できるもの(世帯主及び対象者のマイナンバーカード・通知カードなど) ◆届出人が別世帯の場合は… →世帯主の委任状
	県内の市町へ転出するとき	●国保の資格確認書*		
	市内で転居したり、氏名などが変わったりしたとき	●国保の資格確認書* ▲対象者全員分必要です。 (資格確認書の差し替えが必要となるため)		
	世帯を分離したり、合併したりしたとき			
	世帯主が変わったとき			
	修学のため住所が市外へ変わったとき	●国保の資格確認書* ●在学証明書または学生証		
	資格確認書等をなくしたとき(再交付申請)			
	病院・社会福祉施設等へ入院・入所のため住所が市外へ変わったとき	●国保の資格確認書*		
40歳以上65歳未満の人が介護保険適用除外施設へ入所(退所)したとき マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除をしたいとき 高齢者・障害者等の要配慮者を理由に資格確認書の交付を求めるとき	●入所証明			

※交付対象者のみ

健康保険資格喪失証明書や委任状の様式は、明石市ホームページからダウンロードできます。記入例もご参考ください。



明石市 国保 様式 検索

## 加入の届出が遅れると

健康保険の資格喪失日や転入した日などにさかのぼって加入し、最長で2か年度前からの保険料を一括で納めなければなりません。また、加入手続きを行うまでの間の医療費は、一旦全額自己負担となることがあります。

## 脱退の届出が遅れると

資格の喪失後に国保のマイナ保険証または資格確認書で診療を受けると、国保が負担した医療費はあとで返していただくことになります。他の健康保険に加入しても、国保の脱退手続きをされるまでは、保険料の請求を行います。

### 資格適用適正化調査 ☆該当する場合は手続きをお願いします

確認①

国保に加入している人が新たに職場の健康保険に加入する場合は、必ず国保の脱退の届出をしてください(職場は手続きをしなくてもかまいません)。

確認②

職場の健康保険に加入している人が、国保に加入している家族を扶養している場合は、職場の健康保険の被扶養者としての認定を受けることで、保険料等の負担を削減できる可能性があります。  
→詳細はP1をご確認ください。

# マイナ保険証

令和6年12月2日より紙の健康保険証からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。



## ◆マイナ保険証の利用登録について

■マイナ保険証を利用するためには、以下の準備が必要です。

### STEP1.

#### マイナンバーカードを申請

##### ■申請方法

- ①オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請

### STEP2.

#### マイナンバーカードを健康保険証として登録

##### ■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う

■マイナ保険証を利用する際には、以下の点にご注意ください。

- 事前に、マイナ保険証の利用登録が必要です。
- 引っ越し、退職等による保険の切り替え手続き後、医療期間等を受診するために必要な情報は、4営業日程度お待ちいただければ、マイナ保険証で受診いただくためのシステムに登録される予定です。登録後、マイナ保険証で医療期間等を受診いただくことができます。
- 加入や脱退などの保険の切り替え手続きは自動では行われないため、これまで通り手続きが必要です。

マイナンバーカードを保有していない  
または、マイナ保険証利用登録をしていない人  
健康保険証に代わる「資格確認書」を交付します。  
資格確認書の詳細はP6、7ページを参照ください。

## より良い医療を受けることができます！

医療機関を受診した際に、お薬の情報や特定健診の結果の提供に同意すると、医師等からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。



## 窓口で限度額以上の支払いが不要になります！

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として使うことで、ご自身で高額な医療費を一時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。

※世帯の状況によっては、従来通り申請手続きが必要な場合があります。



## マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできます！

マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収書を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。



## 就職・転職・引越後も健康保険証としてずっと使えます！

※社会保険の加入・脱退などで保険者が変わった場合(保険者を異動した場合)は、従来通り国民健康保険課への手続きが必要です。



## ◆マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による  
マイナンバーカードの  
利用停止については  
24時間  
365日受付!



▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.



マイナンバー制度について

Inquiries about My Number System  
0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about My Number Card etc.  
0120-0178-27

# 資格確認書／負担割合について

**① 70歳以上の場合**  
(70歳の誕生日の翌月からの適用になります(1日生まれの方は誕生日から))

**!! 発効期日から使用できます。**  
※発効期日になるまで使用できません。それまでは資格確認書等を使用してください。

## 有効期限は7月31日

※7月31日までに75歳の誕生日を迎える人の有効期限は「誕生日の前日」です。75歳の誕生日以降は、誕生日までに送付される「後期高齢者医療資格確認書」を使用してください。

### 見本 資格確認書(70歳以上の人が対象)

国民健康保険 資格確認書

有効期限 令和×年 7月31日  
発効期日 令和×年 8月 1日

記号<番号 1234567>(枝番)××

氏名 国保 太郎

生年月日 昭和××年 ×月 ×日 性別 男

適用開始年月日 平成××年 ×月 ×日 <負担割合 2割>

交付年月日 令和××年 ×月 ×日

世帯主 国保 太郎

住 所 明石市中崎1丁目5番1号

保険者番号 280040 交付者名 明石市

**負担割合**  
医療機関等で支払う医療費の自己負担割合です。  
※発効期日から適用されます。

**② 70歳未満の場合**

**!! 交付年月日から使用できます。**  
※交付年月日になるまで使用できません。それまでは旧資格確認書等を使用してください。

## 有効期限は7月31日

※7月31日までに70歳の誕生日を迎える人の有効期限は「70歳の誕生日の末日(1日生まれの方は誕生日の前日)」です。以降の「資格確認書(この紙面の左側参照)」は使用できる月の前月末日までにお届けします。

### 見本 資格確認書(70歳未満の人が対象)

国民健康保険 資格確認書

有効期限 令和×年 7月31日

記号<番号 1234567>(枝番)××

氏名 国保 太郎

生年月日 昭和××年 ×月 ×日 性別 男

適用開始年月日 平成××年 ×月 ×日

交付年月日 令和××年 ×月 ×日

世帯主 国保 太郎

住 所 明石市中崎1丁目5番1号

保険者番号 280040 交付者名 明石市

「被保険者番号」です。お問い合わせの際に必要です。



## 負担割合の判定方法

8月～翌年7月末の一部負担金の割合は、世帯の70歳以上の国保加入者(以下『高齢受給者』)の前年中(1月～12月末)の所得等から判定します(令和8年8月から令和9年7月の高齢受給者証は令和7年1月1日～12月31日の所得等で判定します)。

住民税課税所得<sup>☆1</sup>が145万円 以上 → はい → 世帯の高齢受給者の所得額<sup>☆2</sup>の合計が210万円以下である

いいえ ↓ はい ↓ いいえ

2割

3割<sup>※</sup>

④☆1：所得額－各種控除額、☆2：所得額－基礎控除

※ただし、年金、給与、その他全ての収入の合計が下記のいずれかに該当すれば、申請により2割になります。該当の可能性がある世帯には申請書を送付します(該当する月の前月までに送付します)。なお、市で判定収入を確認できるときは、申請が不要となる場合があります。

- ①高齢受給者が1人……………収入が383万円未満
- ②高齢受給者が2人以上……………収入の合計が520万円未満
- ③高齢受給者が1人で、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人の収入を含め、収入の合計が520万円未満

## 資格確認書の注意事項

- 新しい資格確認書は住民登録上の世帯主あてに、7月中旬に普通郵便<sup>※</sup>で送付します(滞納世帯を除く)。
- 新しい資格確認書は発効期日(70歳未満の人は交付年月日)から使用できます(新しい資格確認書の使用開始後、古い資格確認書等を裁断等により処分してください)。  
※成年後見人等への送付や簡易書留での送付をご希望の場合は別途手続きが必要ですので、お問い合わせください。

### ●使用上の注意点

1. 住所や氏名が変わったとき、世帯を分離したり合併したりしたとき、世帯主が変わったときは資格確認書の差し替えが必要となりますので、届出してください(P2、3参照)。
2. 交付されたら記載内容を確認し、間違いがあれば届出してください。勝手に書き直すと無効になります。
3. 病院等に預けたりせず、必ず手元に保管してください。
4. 資格確認書の貸し借りはできません。不正使用すると法律により罰せられます。
5. ロビーや有効期限が過ぎた資格確認書は使えません。
6. 保険医療機関等において診療を受けようとするときはその窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を提出してください。